

平成十七年二月定例会（二月十八日）

# 長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成十七年二月十八日(金曜日)

出席議員(三十四名)

第一番	太田和男君
第二番	寺澤和男君
第三番	若林清美君
第四番	山田千代子君
第五番	三井経光君
第六番	加藤吉郎君
第七番	小林義和君
第八番	原田誠之君
第九番	伊藤治通君
第十番	石坂郁雄君
第十一番	松木茂盛君
第十二番	植木新一君
第十三番	北澤正啓君
第十四番	善財文夫君
第十五番	田沢佑一君
第十六番	宮坂重道君
第十七番	関正義君
第十八番	安島ふみ子君
第十九番	涌井喜久君
第二十番	池田哲君
第二十一番	藤沢勝義君

第二十四番 涌井富生君

第二十五番 西沢秀明君

第二十六番 清水昇二君

第二十七番 土屋博志君

第二十八番 峯村勉君

第二十九番 丸山憲夫君

第三十番 廣田俊博君

第三十一番 村松好恩君

第三十二番 渡邊健治君

第三十三番 大日方茂木君

第三十四番 清水勝義君

第三十五番 久保田良一君

第三十六番 屋ヶ田訓雄君

欠席議員(二名)

第十番 小林秀子君

第十六番 原利夫君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長) 鷲澤正一君

助役 市川衛君

収入役 伊藤克昭君

副広域連合長(須坂市長) 三木正夫君

副広域連合長 (千曲市長) 宮坂博敏君  
 副広域連合長 (坂城町長) 中沢一君  
 副広域連合長 (小布施町長) 市村良三君  
 副広域連合長 (高山村長) 久保田勝士君  
 副広域連合長 (信州新町長) 中村靖君  
 副広域連合長 (信濃町長) 服部洋君  
 副広域連合長 (牟礼村長) 遠山秀吉君  
 副広域連合長 (三水村長) 小柳伸一君  
 副広域連合長 (小川村長) 鎌倉晨弥君  
 副広域連合長 (中条村長) 宮島和彦君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長 宮澤博君  
 事務局次長兼総務課長 中澤秀生君  
 事務局次長兼環境推進課長 寺田裕明君  
 企画課長 小池伸幸君  
 施設課長 市村卓美君  
 介護認定審査課長 中村義男君  
 総務課調整幹 小島章夫君  
 総務課課長補佐 和田秀晴君  
 環境推進課課長補佐 山崎千裕君  
 環境推進課課長補佐 土屋文治君

職務のため会議に出席した職員

総務課係長 新井芳美君  
 企画課係長 関貞巳君  
 施設課係長 犬飼厚君  
 介護認定審査課係長 花立勝広君  
 環境推進課係長 北沢毅君  
 総務課 池田匠君  
 総務課 池田順英君  
 企画課 田中善広君

議 事 日 程

午後一時三十分 開会

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 議席の変更
- 一 議席の指定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 議会第一号 副議長選挙
- 一 議会第二号上程 提案者説明、採決
- 一 議会第三号 常任委員会委員の選任
- 一 議会第四号 議会運営委員会委員の選任
- 一 議会第五号 常任委員会委員の所属変更
- 一 議案第一号から議案第六号まで一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 議案第七号上程 理事者説明、採決
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 閉会

○議長（伊藤治通君）ただいまのところ出席議員数は三十四名でございます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成十七年二月長野広域連合議会定例会を開会致します。

午後一時三十一分 開議

○議長（伊藤治通君）本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、十番 小林秀子さん、十六番 原利夫君の二名であります。

会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思っておりますので、御了承をお願い致します。

次に、本年一月一日、本連合規約の変更に伴い、議席の一部変更の必

要が生じたため、「議席の一部変更について」を議題と致します。

変更になる議席につきましては、本日、お手元に配布の「議席変更一覧」のとおり変更致したいと思います。

お諮り致します。

「議席変更一覧」のとおり、議席を一部変更することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

よつて、さよう決定致しました。

次に、広域連合議員に一部異動がありましたので、「議席の指定」を議題と致します。

議長から異動のあつた二名の議席を指定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

ただ今御着席の氏名表示板に記載してあります番号のとおり、議席を指定致します。

該当議員さんは、お手元の名簿の順に自席で自己紹介をお願い致します。

それでは、十五番の善財君からお願い致します。

（該当議員自己紹介）

○議長（伊藤治通君）次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

十七番 田沢佑一君、二十六番 清水昇二君、以上、二名の方を指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成十六年十月分から十二月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、御報告致します。

次に、人事の紹介を申し上げます。

過般、理事者に異動がありましたので、紹介致します。

自己紹介をお願いします。

（小布施町長自己紹介）

○議長（伊藤治通君）次に、去る二月十六日付けで植木新一議員から副議長職願の提出がありました。

議長においてこれを許可致しましたので、御報告致します。

それでは、議事に入ります。

初めに、議会第一号「長野広域連合議会副議長選挙」を行います。お諮り致します。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選の方法をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。お諮り致します。

指名の方法については、議長において、指名することに致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に十五番 善財文夫君を指名致します。

お諮り致します。

ただ今指名致しました善財文夫君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名致しました善財文夫君が副議長に当選されました。ただ今、当選されました善財文夫君が議場におられますので、本席から副議長選挙の当選人である旨の告知を致します。

当選人の発言を求めます。

十五番 善財文夫君

○副議長（善財文夫君）ただいま、副議長に当選致しました須坂市議会議員の善財文夫君でございます。

この長野広域連合の役割、住民福祉の向上、さらに住民生活の安定に務めるよう努力していきたいと思っております。

また、議会運営についても、円滑なる議会運営に努力したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（伊藤治通君）次に、議会第二号「長野広域連合議会委員会条例の

一部を改正する条例」を議題と致します。

提出者山田千代子さんの説明を求めます。

四番 山田千代子さん

○四番（山田千代子君）私から、議会第二号「長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

これは、本年一月一日をもって、本連合議会の議員定数を四十四名から三十六名に変更したことに伴いまして、条例第一号第一号及び第二号

に規定されており、総務委員会及び福祉環境委員会の各委員定数を、それぞれ二十二名から十八名に改めるもの、及び、各常任委員会の所管事項の明確化を図るため、同じく条例第二条第一号及び第二号に規定されており、各常任委員会の所管事項に関する規定について、現行の組織の区分による所管事項の規定を、本連合規約第四条に規定する本連合が処理する事務の項目に改めるものとさせていただきます。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。  
お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論を省略して、ただちに採決にはいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

採決にはいります。  
採決を行います。

議会第二号「長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。  
次に、議会第三号「常任委員会委員の選任について」を議題と致します。

本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、議長から後任の委員を指名申し上げます。

総務委員会委員に、十五番 善財文夫君、以上一名  
福祉環境委員会委員に、三十六番 屋ヶ田訓雄君、以上一名  
お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しましたとおり常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会第四号「議会運営委員会委員の選任について」を議題と致します。

本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、議長から後任の委員を指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、十一番 石坂郁雄君、十四番 北澤正啓君、二十七番 土屋博志君、以上三名  
お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 異議なしと認めます。

よつて、ただ今、指名致しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会第五号常任委員会委員の所属変更についてを議題と致します。

議長の手元に、総務委員会委員の植木新一君から、福祉環境委員会委員に所属を変更されたい旨の申出、及び、福祉環境委員会委員の北澤正啓君から、総務委員会委員に所属を変更されたい旨の申出があります。

お諮り致します。

植木新一君、北澤正啓君の申出のとおり、委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 異議なしと認めます。

よつて、植木新一君が福祉環境委員会に、北澤正啓君が総務委員会に所属を変更することに決しました。

続いて議事に入ります。

議案第一号から議案第六号まで、以上六件、一括議題と致します。理事者から提案理由の説明を求めます。

鷺澤正一連合長

○広域連合長（鷺澤正一君） 本日、ここに平成十七年二月長野広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

長野広域連合は、平成十二年四月の発足以来、五年近くが経過いたしました。この間、議員の皆様の御支援をいただきながら、関係市町村と連携して、広域的ごみ処理対策や老人福祉施設の運営など、広域にわたって処理することが適当な事務事業について推進して参りました。

これまでの議員の皆様御尽力に厚く感謝を申し上げます。

さて、本連合の平成十七年度の主要事業について申し上げます。

最初に、最重要課題であります広域的ごみ処理対策について申し上げます。

本連合が建設を進めておりますごみ処理施設につきましては、平成二十三年度に稼働を目指しております「二施設目の焼却施設」と「最終処分場」については、長野市と須高ブロックに、また、平成二十六年稼働予定の「二施設目の焼却施設」については更埴ブロックに、それぞれ



建設することが決定されておりますが、現在、各ブロックにおいては、建設地検討委員会等により、建設候補地の選定を進めていただいておりますのでございます。

このうち、長野市におきましては平成十七年度の早い時期に、また、須高ブロックにおきましては平成十七年度の末頃までに、建設候補地について一定の結論がいただけるものと考えております。

また、稼動時期が異なる更埴ブロックにつきましても、現在、事務レベルで検討が行われており、平成十七年度には建設地選定組織の設置等も含め、更に検討作業が推進される見通しでございます。

ごみ処理施設建設に向けましては、今後、着工までに、地域住民の皆様との建設同意を始め、環境影響評価や測量等各種調査の実施、施設の基本計画や整備計画の策定、あるいは地元還元施設の整備など、多くの課題が山積しておりますが、平成十七年度においては、関係市町村と連携して、引き続きニブロックの建設候補地の選定を進めていくほか、ごみ処理広域化基本計画の見直し、一施設目のごみ焼却施設基本計画の策定、また、建設候補地が決定した場合は、現地測量調査や環境影響評価等を実施していく予定でございます。

本広域圏内の主要なごみ焼却施設は老朽化が進んでおり、最終処分場も逼迫している状況を考えますと、一施設目の焼却施設と最終処分場の建設は緊急を要するものであります。

今後も引き続き、関係市町村と連携しながら、平成二十三年度の施設稼働を目指して、積極的に事業を推進して参りますので、議員の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し

上げます。

次に、老人福祉施設の運営について申し上げます。

本連合が運営する老人ホーム、デイサービスセンター等につきましては、順調に運営されてきておりますが、会計処理については官庁会計方式で実施しており、減価償却費などの処理はしておりません。

そのため、本年度は民間施設とも比較しながら施設の経営状況を把握するため、会計事務所へ委託して、社会福祉法人会計方式による財務諸表の作成と財務分析を行ったところでございます。

財務分析の結果は、総合的判断として、計算書類の実数から財務内容を判断する「実数分析」では、事業活動に大きな問題はないと判断されましたが、比率により財務内容を分析する「比率分析」では、事業の収益性を示す比率が、民間施設の平均より低い施設が多いとの結果となっております。

今後、更に各施設の財務内容を分析するなどして、今後の施設運営に役立てていきたいと考えておるところでございます。

また、民営化も含めた本連合の老人福祉施設等の在り方を検討するため、先月、関係市町村の福祉担当課長等をメンバーとする検討会を立ち上げました。

今後、検討会において十分検討を進め、来年度中には一定の結論をまとめて参りたいと考えております。

また、特別養護老人ホーム小布施荘の建設につきましては、年度内の完成をめざして予定どおり工事が進んでおり、今月末には施設がほぼ完

成し、来月末には利用者の皆様に引越しをしていただく予定でございます。

なお、本年四月からは完全個室・ユニット型の施設としてサービスを開始して参りますが、ユニット化に伴い、利用者の皆様には新たに居住費、いわゆるホテルコストをご負担いただくこととなります。

また、現在、厚生労働省においては、持続可能な介護保険制度の構築のため、介護保険制度の見直しを行っておりますが、関連法案につきましては、この二月八日に閣議決定されたところでございます。

見直しの内容は、「介護保険制度の改革」と「介護サービス基盤の在り方の見直し」を行うものでございますが、介護保険制度の改革では、新予防給付の創設等の「予防重視型システムへの転換」、施設の居住費用や食費の見直し等の「施設給付の見直し」、仮称でございますが、地域密着型サービスの創設等の「新たなサービス体系の確立」、情報開示の標準化等の「サービスの質の確保・向上」、第一号保険料の見直し等の「負担の在り方・制度運営の見直し」と、大きく五つの改革項目が予定されております。

また、施行期日については、平成十八年四月の施行が予定されておりますが、一部、「施設給付の見直し」については、平成十七年十月の施行が予定されております。

改革の中で、「予防重視型システムへの転換」や「施設給付の見直し」などは、デイサービスセンターの利用や施設利用者の負担等の面で、本連合の老人福祉施設の運営に影響があると思われませんが、また詳細が明らかにされておられませんので、今後、情報収集に努め、検討を進めて参

りたいと考えております。

次に、介護認定審査について申し上げます。

介護認定の審査判定件数につきましては、本年度四月から一月までの件数は、合計で二万二千六百七十九件となっており、前年度同期と比較しますと百二パーセントとやや増加しておりますが、平成十七年度は、昨年の介護保険法施行規則の一部改正により、介護認定の更新に係る有効期間が二十四ヶ月に延長されたことに伴い、本年度より約四千五百件程度、減少する見込みとなっております。

また、介護認定審査会の運営につきましては、本年度の六月から合議体を実質四人体制で運営しておりますが、順調に運営されておりますことから、来年度も引き続き、四人体制で運営して参りたいと考えております。

なお、現在、国において見直しが進められている介護保険制度改革のうち、新予防給付の対象者については、「要支援」、「要介護」の対象者のうちから選定されることとなっておりますので、平成十七年度においては、介護認定システムの改修を予定しておりますので、申し上げます。

次に、広域計画について申し上げます。

広域計画は、地方自治法により広域連合に策定が義務付けられておりますが、本連合においては、平成十二年度の連合設立の際、計画期間を平成十三年度から平成十七年度までの五年間とする広域計画を策定いたしました。

平成十七年度は、現在の広域計画が期間満了となりますことから、新たに平成十八年度以降五年間の計画を策定して参ります。

本計画は、長野広域連合と関係市町村が本連合規約に基づき進める事務事業について、その「経緯」、「現状と課題」を明らかにし、「今後の方針」と「施策」を具体的に示す「指針」として策定するものでございます。

計画の策定に当たっては、関係市町村の住民代表や広域連合議員等で構成する広域計画策定委員会において調査・審議をいただき、本年十二月を目途に計画案の答申をいただいた上で、平成十八年二月の広域連合議会での御審議、議決をいただきたいと思いますと考えております。

最後に、長野地域ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

長野地域ふるさと市町村圏事業は、ふるさと市町村圏基金十億円の果実により運営している事業でございますが、平成十七年度においては、第十回を迎える「ふるさとフォトコンテスト事業」、また、本連合に関する情報や圏域内の見所・イベント情報などを提供している「広域情報紙作成事業」を引き続き実施するほか、「ふるさと探訪バスツアー」を発展させ、新たに地域との交流や体験を重視した「ふれあい探訪ツアー」を実施する予定でございます。

また、現在、一般会計で実施しております「広域的課題調査研究事業」については、来年度からはふるさと市町村圏事業に位置付け、関係市町村が抱える共通した広域的課題などについて、関係市町村等と協議しながら、調査研究を進めて参りたいと考えております。

なお、現在、広域的課題として調査研究を進めております「し尿処理業務等の広域化」につきましては、し尿等の流域下水道への投入について長野県と協議を行った結果、下水排除基灌などの要件を満たした上で、流域関連公共下水道にし尿等を放流することが可能であるとされたことから、今後、下水道への投入も視野に入れた具体的な広域化案の検討を進めて参りたいと考えております。

以上、平成十七年度の主要事業について申し上げますが、本日、提出いたしました案件は、平成十七年度長野広域連合一般会計予算ほか六件であります。

詳細につきましては、人事案件は私から、人事案件以外は助役から御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。あいさつといたします。

○議長（伊藤治通君） 市川衛助役

○助役（市川衛君） 本定例会に提出いたしました各議案について、御説明申し上げます。

初めに、議案第一号「平成十七年度長野広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

別冊予算書の三ページをお開きいただきましたと存じます。

第一条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億九

千二百八十四万五千円とし、第一条において、地方自治法第二百十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を六ページの「第二表 債務負担行為」のとおりと定めさせていただきます。

次に、第三条において、地方自治法第二百二十五条の三第二項の規定による一時借入金への借入れの最高額を一億円と定めさせていただきます。

次に、第四条において、地方自治法第二百二十条第二項ただし書の規定による歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項目間の流用を認めていただくものとさせていただきます。

十一ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出から款を追って御説明申し上げます。

第一款 議会費二百九十四万五千円は、議会活動に要する諸経費を計上したものとさせていただきます。

次に、十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第二款 総務費一億二千三百二十万一千円、第一項 総務費一億二千二百六十五万二千円のうち、第一目 一般管理費は、総務課に係る人件費等一般管理的経費を計上したものとさせていただきます。

十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第二目 企画費は、企画課に係る一般管理的経費のほか、現在の本連合の広域計画が平成十七年度までの五カ年計画となっていることから、平成十八年度以降の新たな計画を策定するための経費を計上したもので

させていただきます。

十五ページの第三目 災害慰霊祭費は、地附山地すべり災害松寿荘犠牲者二十周年慰霊祭の挙行に要する経費でさせていただきます。

十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 監査委員費三十四万九千円、第三項 公平委員会費十二万七千円、及び十七ページへまいりまして、第四項 選挙管理委員会費七万三千円につきましては、監査及び各委員会の事務執行に要する経費でさせていただきます。

第三款 民生費一億六千九百四十九万九千円のうち、第一項 施設管理費二千五百六十六千円は、老人福祉施設等の総合調整及び整備等を行っている施設に係る一般管理的経費でさせていただきます。

十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 老人ホーム入所判定委員会費十一万二千円は、養護老人ホームに係る入所判定委員会の開催に要する経費でさせていただきます。

第三項 介護認定審査会費一億四千八百八十八万二千円は、介護認定審査会の開催に要する経費でさせていただきます。

二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第四款 衛生費 第一項 環境推進費一億八千二百八十一万四千円は、ごみ処理施設の設置に係る経費でさせていただきます。

主な経費としては、ごみ処理施設建設候補地の絞り込みを行うための建設地検討業務委託及び、長野市に建設予定の一施設目のごみ焼却施設に係る基本計画の策定業務委託と環境影響評価、測量、地質調査業務委託などの経費を計上致したものとさせていただきます。

二十三ページを御覧いただきたく存じます。

第五款 公債費 第一項 公債費二億二千三百八十八万六千円は、老人ホーム及び旧長野広域病院の建設の際に借入れた起債等の元金及び利子の償還費でございます。

第六款 予備費五十万円につきましては、やむを得ない支出に備えるものでございます。

次に、八ページへ戻っていただきまして、歳入について御説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金三億九千七百九十二万三千円は、規約に規定されておりまして負担率に基づき、関係市町村からの負担金でございます。

第二款 財産収入五百八十一万五千円は、長野松代総合病院に貸付けております旧長野広域病院の土地、建物に係る貸付収入及び一般会計の財政調整基金運用利子を計上したものでございます。

九ページの第二款 繰入金二億二百八十八万八千円は、特別養護老人ホームの建設の際に借入れた起債等の償還費の財源に充てるため、財政調整基金から繰入れるものでございます。

第四款 繰越金八百四十九万円は、前年度からの繰越金でございます。

十ページへまいりまして、第五款 諸収入百二十八万九千円のうち、第一項 預金利子二千三千円は、歳計現金から生ずる預金利子、第二項 雑入百二十六万六千円につきましては、災害慰霊祭に係る長野市からの負担金等でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

次に、議案第二号「平成十七年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

三十一ページを御覧いただきたく存じます。

この特別会計は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの管理運営を行うもので、第一条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億二千八百二十五万七千円とし、第一条において、地方自治法第二百四十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を三十四ページの「第二表 債務負担行為」とおりと定めさせていただきます。

次に、第三条歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項目間の流用を認めていただくものでございます。

四十五ページを御覧いただきたく存じます。

歳出から御説明申し上げます。

第一款 民生費二十九億二千八百二十五万七千円のうち、第一項 養護老人ホーム松寿荘運営費一億九千五百八十一万円は、養護老人ホーム松寿荘の施設運営に係る人件費など一般管理的経費及び公共下水道への接続工事費のほか、定員百名に係る生活費を計上したものでございます。

四十九ページを御覧いただきたく存じます。

第二項 養護老人ホームはにしな寮運営費一億四千六百二十三万五千

円は、施設運営に係る一般管理的経費及び老朽化に伴うトイレの改修費のほか、定員六十名に係る生活費を計上したものでございます。

五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

第三項 特別養護老人ホーム運営費二億九千九百九十五万八千円は、特別養護老人ホーム八施設に係る一般管理経費のほか、定員五百五十六名に係る生活費を計上したものでございます。

なお、平成十七年度において、施設利用者の処遇の向上と施設の老朽化に対応するための改修工事等として予定しております主な工事は、

第一目「松寿荘費」においては、養護老人ホーム松寿荘と同じく、公共下水道接続工事、五十六ページへまいりまして、第二目「久米路荘費」においては、非常電源設備の改修工事、五十九ページへまいりまして、第三目「小布施荘費」においては、施設周囲の舗装、植栽工事、六十二ページへまいりまして、第四目「杏寿荘費」においては、居室内の洗面改修工事、六十五ページへまいりまして、第五目「七二会荘費」においては、施設建物の外壁塗装工事、六十八ページへまいりまして、第六目「矢筒荘費」においては、居室入り口のアコーデオンカーテン取替え工事、七十一ページへまいりまして、第七目「須坂荘費」においては施設内の壁クロス張替工事、七十四ページへまいりまして、第八目「豊岡荘費」においては、トイレの改修工事を予定しております。

七十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第四項 デイサービスセンター運営費一億八千二百一十二万三千円は、デイサービスセンター四施設に係る一般管理的経費及び利用者に係る賄材料費等生活費を計上致したものでございます。

八十五ページを御覧いただきたいと存じます。

第五項 在宅介護支援センター運営費二千二百一十五万五千円は、長野市及び須坂市から運営を受託しております、在宅介護支援センター二施設に係る一般管理的経費でございます。

八十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第六項 財産管理費百八十一万六千円は、財政調整基金の運用利子を同基金に積立てるための積立金でございます。

三十六ページにお戻りいただきたいと存じます。

歳入につきまして、御説明申し上げます。

第一款 サービス収入二十五億二千六百九十九万六千円は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営に係るサービス収入でございます。

第一項 介護給付費収入二十一億六百七十八万八千円は、介護サービスに係る介護保険からの収入でございます。

三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 自己負担金収入四億二千四百九十九万八千円は、同じく介護サービスに係る利用者本人からの負担金でございます。

四十ページへまいりまして、第二款 分担金及び負担金三億四千六十七万七千円は、養護老人ホームに係る措置費負担金のほか、はにしな寮

の施設改修に伴う構成市町村からの運営負担金と、デイサービスセンターに係る設置町村からの負担金でございます。

第三款 県支出金一千円は、養護老人ホームはにしな寮での産休等職

員の代替職員雇用に係る県補助金を見込んだものと存じます。

四十一ページへまいりまして、第四款 財産収入百八十二万六千円は、財政調整基金の運用利子収入でございます。

第五款 寄附金四十一万一千円は、各施設に対する寄附金収入でございます。

四十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第六款 繰入金 第一項 基金繰入金三千三百七十一万三千円は、財政調整基金からの繰入金でございます。

四十三ページへまいりまして、第七款 諸収入二千九百九十四万二千円のうち、第一項の受託事業収入一千五百八十五万九千円は、本連合が関係市町村から受託しております在宅介護支援センターの運営、介護保険の認定調査及び援助老人サービス事業に係る関係市町村からの受託事業収入でございます。

四十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第二項 雑入一千四百八万四千円は、各施設に係る職員の給食費徴収金等の雑収入でございます。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。

続いて、九十五ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第三号「平成十七年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が設置しております十億円の「ふるさと市町村圏基金」の運用益により、平成十七年度広域活動計画に掲載された諸

事業について予算化をしたものと存じます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ八千四百三十万二千円としたものと存じます。

百ページを御覧いただきたいと存じます。

歳出から御説明申し上げます。

第一款 第一項 広域市町村圏振興整備事業費八千三百三十万二千円のうち、第一目の広域市町村圏振興整備事業費は、平成十七年度の広域活動計画に基づく各事業に要する経費を計上したものと存じます。

主な事業につきましては、「ふるさとフォトコンテスト事業」や、好評をいただいた「ふるさと探訪バスツアー」を発展させ新たに実施する「ふれあい探訪ツアー」と広域情報紙「エリアながの」の作成などに要する経費でございます。

なお、広域的課題の調査研究事業として、し尿処理等広域化に関する調査委託を予定しております。

百一ページを御覧いただきたいと存じます。

第二目の財産管理費につきましては、特別養護老人ホーム建設費の財源として、ふるさと市町村圏基金を一般会計へ貸付けたことに伴い、一般会計からの元金償還金を、ふるさと市町村圏基金へ積立てるための積立金でございます。

第二款 予備費百万円は、やむを得ない支出に備えるものと存じます。

九十八ページにお戻りいただきたいと存じます。

歳入につきまして、御説明申し上げます。

第一款 県支出金六十一万二千元は、「ふれあい探訪ツアー」に対する県の「地域づくり総合支援事業補助金」でございます。

第二款 財産収入九百八十九万九千元は、ふるさと市町村圏基金から生ずる利子収入でございます。

九十九ページへまいりまして、第三款 繰入金七千七百七十四万六千元は、一般会計への貸付けに伴い、一般会計からの元金償還金を計上したものでございます。

第四款 繰越金百四十六万九千元は、平成十六年度からの繰越金を見込んだものでございます。

第五款 諸収入五十七万六千元は、「ふれあい探訪ツアー」の参加者負担金でございます。

以上で議案第一号、第二号及び第二号の説明を終わります。

議案書の方にお戻りいただきたいと存じます。

議案第四号「平成十六年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ五百四十六万三千元を追加するものでございます。

内容につきましては、四ページを御覧いただきたいと存じます。

下段の「歳出」から御説明申し上げます。

第一款 民生費 第三項 特別養護老人ホーム運営費のうち、第二目

の久米路荘費二百九十六万九千円の追加は、産休職員の代替職員を雇ったため、賃金に不足が生じること及び人事異動により所長が信州新町からの派遣職員となったため、派遣職員給与費負担金に不足が生じることから、追加するものでございます。

五ページにまいりまして、第四項 デイサービスセンター運営費のうち、第二目 むれデイサービスセンター費二百四十九万四千円の追加は、人事異動に伴い、給料、職員手当に不足が生じること及び療休職員の代替職員を雇用したこと等により、賃金、共済費に不足が生じることから追加するものでございます。

次に、「歳入」について御説明申し上げます。  
四ページにお戻りいただきたいと存じます。

第六款 繰入金 第二項 第一目の基金繰入金五百四十六万三千元の追加は、補正の財源として、特別養護老人ホーム久米路荘及びむれデイサービスセンターに係る財政調整基金を繰入れるものでございます。

以上、歳入歳出予算の内容について御説明申し上げますが、この結果、平成十六年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計の予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ三十一億九千七百四十六万七千円となるものでございます。

次に、議案第五号及び議案第六号、条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案第五号「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特別職の職



員のうち、連合長、助役、収入役、施設管理者、施設副管理者の報酬を廃止するため、別表を改めるものであります。

表 歳入歳出予算、歳出から行います。  
第一款 議会費

次に、議案第六号「長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、現在建設中の特別養護老人ホーム小布施荘が、小規模単户型施設、いわゆるユニットケア施設として本年四月から運営を開始することに伴いまして、施設利用者から国の基準に基づく入居費、いわゆるホテルコストをいただくことに伴う費用徴収に関する規定を整備するものであります。

○議長（伊藤治通君） 進行致します。  
第二款 総務費

以上、平成十七年度一般会計、特別会計予算、平成十六年度老人福祉施設等運営事業特別会計の補正予算、及び、条例案件につきまして御説明を申し上げます。

○議長（伊藤治通君） 進行致します。  
第三款 民生費  
（「進行」と呼ぶ者あり）

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

○議長（伊藤治通君） 進行致します。  
第四款 衛生費

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号「平成十七年度長野広域連合一般会計予算」については、歳出から各款ごとにお願ひします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

その他の議案につきましては、各議案ごと一括してお願い致します。なお、御発言に当たりましては議席番号及び氏名をお願い致します。それでは、質疑に入ります。

○議長（伊藤治通君） 進行致します。  
第五款 公債費

議案第一号「平成十七年度長野広域連合一般会計予算 第一条 第一

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第六款 予備費

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 以上で歳出を終わります。

つづいて、歳入を行います。

第一款 分担金及び負担金

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第二款 財産収入

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第三款 繰入金

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第四款 繰越金

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

第五款 諸収入

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、第一条 債務負担行為

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、第二条 一時借入金

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、第四条 歳出予算の流用

〔進行〕と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 以上で、議案第一号を終わります。

次に、議案第二号「平成十七年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」、第一条 第一表 歳入歳出予算、第二条 債務負担行為、第三条 歳出予算の流用、一括で質疑をお願い致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、議案第三号「平成十七年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算」、同じく、一括で質疑をお願い致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、議案第四号「平成十六年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算」について質疑をお願い致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、議案第五号「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について質疑をお願い致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

次に、議案第六号「長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について質疑をお願い致します。

〔進行〕と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

以上で、議案の質疑を終結致します。

議案第一号から議案第六号まで、以上六件、お手元に配布致しました委員会付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託致します。

次に、議案第七号「公平委員会委員の選任について」を議題と致します。理事者の説明を求めます。

鷲澤正一連合長

○広域連合長(鷲澤正一君) 議案第七号 公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これは、三名の委員のうち、中村田鶴子氏から、去る十二月二十六日付けで辞任の申出がありましたので、後任といたしまして長野市大字長野桜枝町一一七七番地の五 竹内喜且氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により提出するものであります。

竹内氏は、弁護士でございますまして、現在は、長野市公平委員会委員に御就任いただいております。

何とぞ御同意をお願い申し上げます。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して、ただちに採決にはいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

採決にはいります。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任について同意することに決しました。ただ今より、常任委員会開催のため、午後四時まで休憩致します。

（休憩） 午後二時二十五分

（再開） 午後四時三分

○議長（伊藤治通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総務委員会委員長の互選の結果を御報告申し上げます。

総務委員会委員長 北澤正啓君、以上のとおりであります。

それでは、議案第一号から議案第六号以上六件、一括議題と致します。

各委員会の審査が終了致しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 北澤正啓君

○総務委員会委員長（北澤正啓君） 十四番 北澤正啓でございます。

私から、長野広域連合協議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

○議長（伊藤治通君） 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わ

ります。

続いて、福祉環境委員会委員長 田沢佑一君

○福祉環境委員会委員長（田沢佑一君）十七番 田沢佑一でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

○議長（伊藤治通君）以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第二号「平成十七年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算」、質疑、討論の通告がありますので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君）全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく総務委員会所管の議案第五号「長野広域連合特別職の職

員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君）全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第二号「平成十七年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君）全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第四号「平成十六年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算」、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第六号「長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号「平成十七年度長野広域連合一般会計予算」、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○議長(伊藤治通君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。鷺澤正一連合長

○広域連合長(鷺澤正一君) 二月長野広域連合議会定例会の閉会に当たります。御礼のごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

一昨年九月の千曲市の誕生を始め、本年一月には旧大岡村・豊野町・戸隠村・鬼無里村が長野市と合併し、また、本年十月には牟礼村、三水村の合併が予定されているなど、長野広域連合の構成も大きく変わってきておりますが、今後も広域行政の推進に当たりましては、関係市町村と協力しながら、住民福祉の向上に努めて参りますので、議員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

立春は過ぎましたものの、まだ寒さの厳しい時期でございます。

議員の皆様には、健康に十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤治通君）以上をもちまして、平成十七年二月長野広域連合協議  
会定例会を閉会します。

午後四時十一分 閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

平成十七年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員



地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

平成十七年 月 日

議長 伊藤 治通

副議長 善財 文夫

署名議員 田沢 佑一

署名議員 清水 昇二